特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会支援強化助成金交付規程

第１章　総　則

（趣　旨）

1. この規程は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）

　が定款第６条第１号の団体に交付する支援強化助成金（以下「助成金」という。）を

　適正に配分するため、助成金の交付基準その他必要事項を定めるものとする。

　（助成金の種類）

1. 助成金は次の２種とする。
2. 一般助成金
3. 特別助成金

第２章　一般助成金

（算出基準）

1. 一般助成金は、次の基準によって交付する。
2. 均等割
3. 会員数割

２　均等割は、各団体の基本的な財源を確保するため、各団体に対して同額の助成金を

交付するものとする。

３　会員数割は、各団体に所属する会員数を基準として、各団体に助成金を交付するも

のとする。

（助成金の総額）

1. 助成金の総額は、毎年度本会の予算で定める額とする。

　（助成金の割合基準）

1. 前条に規定する助成金の総額は、次により配分割合する。
2. 均等割　　24,000円に団体数を掛けた額
3. 会員数割　第４条の助成金総額から前１号の額を差し引いた額

（会員数割の算出基礎）

1. 会員数割は、各加盟団体の当該年度の４月１日現在の会員数（当該年度の４月

１日現在の会員数の把握が困難な場合は、前年度の決算の数値による。）によって、

次の表の区分による基準率を適用して各加盟団体の会員数の割合を算出し、当該割合

に前条２号の規定により求めた会員数割の金額を乗じて、各加盟団体の会員数割の助

成金を算出する。

基準率表

|  |  |
| --- | --- |
| 会　員　数　区　分 | 基準率 |
| １００人未満 | 1.0 |
| １００人以上２００人未満 | 2.0 |
| ２００人以上３００人未満 | 3.0 |
| ３００人以上５００人未満 | 4.0 |
| ５００人以上 | 5.0 |

　（助成金の交付制限）

1. 第３条から前条の規定により算出した各団体の助成金の総額が、当該団体の

　前年度決算における収入額（前期繰越金、助成金等）の総額を超えることになるとき

は、その自己財源の額を限度として助成金を交付する。

（年度途中で加盟又は脱退した団体への助成金）

1. 年度の途中で本会に加盟した団体又は脱退した団体については、第３条から前

条までの規定にかかわらず、加盟の承認又は脱退の事実と認められる時期により、次の表の区分によって助成金を交付する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 加盟又は脱退の時期 | 加盟の場合 | 脱退の場合※ |
| ４月から７月まで | 均等割及び会員数割 | 不交付 |
| ８月から１２月まで | 均等割のみ | 均等割のみ |
| １月から３月まで | 不交付 | 均等割及び会員数割 |

※　脱退の場合で、既に助成金が交付済みで過交付の場合は原則として該当する団体は返戻するものとする。

第３章　特別助成金

　（交付の趣旨）

1. 本会が特定非営利活動法人に移行したことを機に、各団体の一層の競技力向上

を目的に特別助成金を交付する。

（助成金の額）

第10条　特別助成金の交付額は各団体一律に会費額と同一とする。

第4章　交付申請等

　（助成金の交付申請）

第11条　各加盟団体が助成金を申請する場合は、別表1に定める焼津市スポーツ協会

支援強化助成金交付申請書を3月末日までに会長に提出しなければならない。

　（助成金の交付時期）

第12条　加盟団体に対して交付する助成金は、5月末日までに交付するものとする。

　ただし、年度途中で脱退した団体にあっては、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、会長は助成金の交付時期を変更することができる。

（助成金の使途の制限）

第13条　助成金は、団体の事業遂行にのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

　（助成金の返還）

第14条　会長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、全部又は一部の返還を命ずることができる。

1. 前条の使用目的に違反した場合
2. 会員数の報告とその他の助成金算定の数値を偽って報告した場合

　（会計監査）

第15条　会長は、団体に交付した助成金の使途について必要と認めるときは、関係帳簿その他必要と認める書類の提示を求め、団体の会計を監査することができる。

　（変更等）

第16条　この規程に定めるもののほか、必要な事項及び変更等は、理事会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。